

令和5年度

受動喫煙防止対策支援補助金 募集要項

(「喫煙専用室」・「指定たばこ専用喫煙室」の設置)

● 申請様式の入手及び申請書類の提出について

- 申請書類の指定様式は、メールにより個別に送付しておりますので、申請を検討されている方は、下記の問合せ先に御連絡ください。
なお、メール送受の環境がない方には、郵送します。
- 申請に際しては、事前に工事内容に関する御相談を受けるとともに留意点等御説明しますので、日程に余裕をもって御連絡ください。
- 受付は、原則として郵送による送付又は jGrants による電子申請とします。
- 審査は、必要な書類が完備されたものから行いますので、書類の不足や記入相違がないように確認をお願いします。
- 持参も可能としますが、申請者本人による場合のみ受け付けます。
- 来庁時には事前準備が必要のため、事前に御予約をお願いします。
(御予約のない場合、対応できないことがあります。)

● 受付締切 令和5年9月15日（金曜日）17時まで

● 問合せ先

受動喫煙対策相談窓口 電話 0570-069690（もくもくゼロ）

受付時間：午前9時から午後5時45分まで

※ 土・日曜日、祝日及び年末年始(12/29-1/3)を除く

● 書類送付先

東京都 福祉保健局 保健政策部 健康推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎29階南側

目 次

1	事業内容	1
2	補助対象者	1
3	補助対象施設	2
4	補助率・補助限度額	2
5	補助事業の流れ	3
6	補助要件	4
7	補助対象経費	7
8	補助対象外経費	8
9	申請に必要な書類	9
10	申請様式の入手及び申請書類の提出	10
11	申請に関する注意事項	10
12	審査方法	11
13	交付決定後の注意事項	11
14	補助金交付決定の取消し・補助金の返還	14

1 事業内容

都内の経営が中小・個人規模の飲食店における受動喫煙防止対策に係る環境の整備を支援します。

2 据助対象者

据助金の交付対象者は、下記に該当する事業者とします。

都内において主たる事業として飲食施設を営む者（※1）で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（※2、3）に該当する者であり、かつ大企業が実質的に経営に参加していない者。ただし、上記に該当する者であっても、以下のアからクまでのいずれかに該当する者は据助金の交付対象となりません。

- ア 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号から第4号までのいずれかに該当する者
- イ 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者
(補助事業の実績報告時に一定の証明書を求める予定です。)
- ウ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- エ 東京都（以下「都」という。）に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っている者
- オ 過去に国・都道府県・区市町村等から補助事業の交付決定の取消し等を受けた者又は、法令違反等不正の事故を起こした者
- カ 民事再生法、会社更正法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）又は、私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- ク その他、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号。以下「条例」という。）又は事業の目的に照らして、据助金を交付することが適切でないと都が判断する者

（※1）主たる事業として飲食施設を営むとは、「日本標準産業分類（※※）」の中分類において「飲食店」とされる事業が主たる事業となっている施設をいいます。

※※ 日本標準産業分類（平成25年10月改定／平成26年4月1日施行）

（※2）飲食業における中小企業者とは資本金の額が5,000万円以下又は常時

使用する従業員の数が 50 人以下のどちらか一方の条件を満たす者です。

(※3) なお、「経営が中小・個人規模の飲食店における受動喫煙防止対策に係る環境の整備を支援すること」という本事業の目的に照らして、いわゆるみなしだ企業（大企業の子会社である企業等）は補助の対象者となることができません。

3 補助対象施設

補助金の交付の対象となる施設は、下記の施設です。

都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の許可を受けて、主たる事業として飲食店営業又は喫茶店営業を行う飲食施設。ただし、以下に該当するものを除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に定める接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行う者
- (2) 法第 28 条第 7 号に定める喫煙目的施設
- (3) 過去にこの補助金又は国、地方公共団体その他の団体から、当該申請に係る喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は双方の環境整備に対し、補助金その他の財政支援の交付を受けたことがある施設

4 補助率・補助限度額

下記に定める額を限度として、予算の範囲内で交付します。

なお、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて算出します。

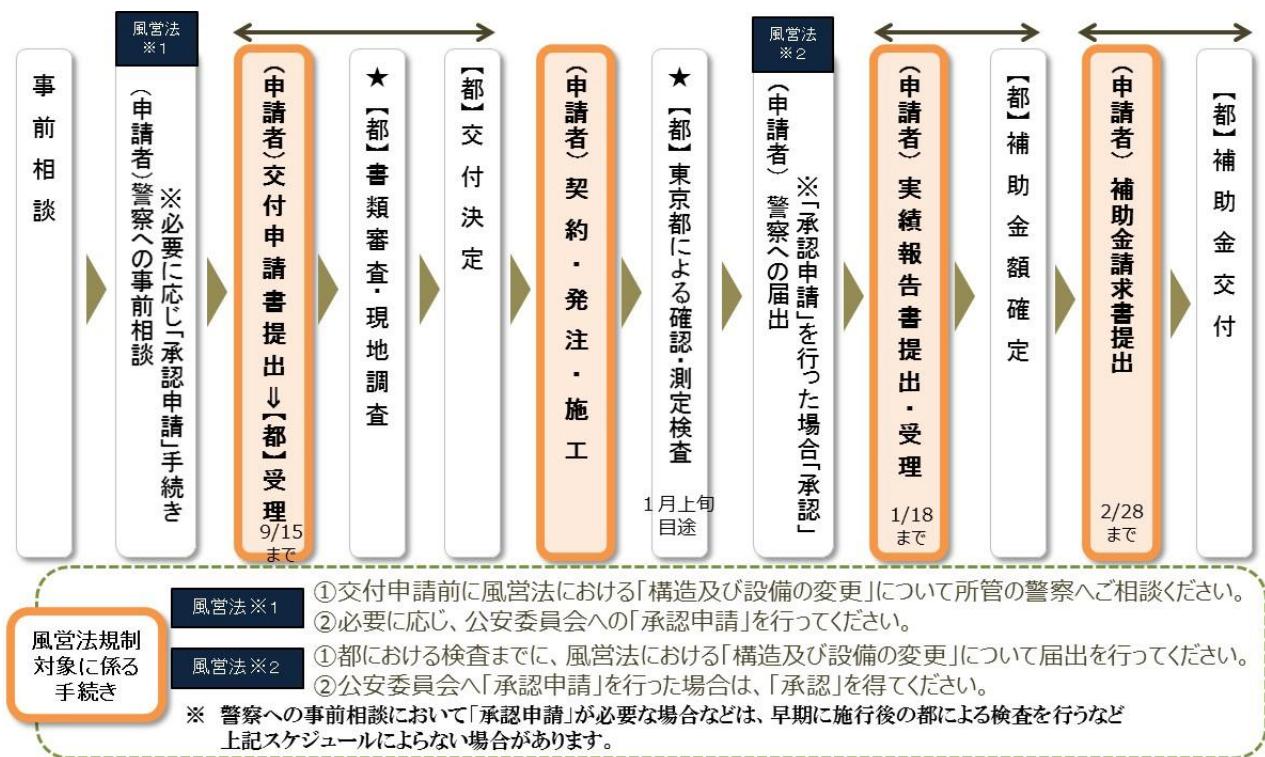
(1) 補助率

- ① 補助対象者が中小飲食店（上記 2 に該当するもの）であり、かつ補助対象施設における客席面積が 100 m²以下であるとき、補助対象経費の 10 分の 9
- ② 上記①以外が補助対象者であるとき、補助対象経費の 3 分の 2

(2) 補助限度額

1 施設につき 400 万円を限度とします。

5 拠助事業の流れ



[注意事項]

※ 令和5年度の補助金申請の締切は、令和5年9月15日(金曜日)17時までです。

上記期限までに、申請書類が受理されることが必要です。

※ 「受理」とは、すべての書類が揃い、誤った記載や書類の不足などの不備がない申請書類が提出されたことを確認できたことをいいます。

(申請書を提出しただけでは、受理とはなりませんので御注意ください。)

※ 申請書類に不備や資料の不足などがあると、修正や資料の追加提出をいただく必要があります。修正等が行われるまで受理となりません。締切間際に申請書を御提出いただいた場合、修正や資料の追加等の時間が取れず、受理に至らない場合も想定されます。余裕を持った準備をお願いするとともに、遅くとも7月下旬までに事前の御相談をいただきますようお願いします。

※ 交付申請書受理から交付決定まで約5週間を要する場合がありますので、余裕を持った事業計画策定をお願いします。

※ 補助対象工事・設備の契約・発注は、補助金の交付決定後でなければなりません。

※ 補助事業は令和6年1月18日(木曜日)までに都による検査、施工工事事業者への支払なども含めて、すべてを完了する必要があります(期限には十分注意してください。)。ただし、令和5年度受動喫煙防止対策支援補助金交付要綱(令

和5年3月30日付4福保保健第1288号。以下「交付要綱」という。) 第10号様式については、構造及び設備の変更の承認を受けた後、または構造又は設備の軽微な変更による届出を行った後、速やかに提出してください。

6 様式

補助対象者は、補助対象施設において、自らの負担により補助事業を遂行しなければなりません。

・補助対象事業

① 喫煙専用室の設置

法第33条第1項に規定する厚生労働省令(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)で定める技術的基準に適合した室であること。

(具体的確認事項)

- ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
- イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (ア)「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいう。
 - (イ)「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない。
- ウ たばこの煙が屋外に排気されていること。
- エ 『喫煙専用室』等が、施設・店の適切な場所に配置されているほか、事業計画が本事業の目的に照らして適切で、受動喫煙防止対策の進展に寄与していること。
- オ 計画が、消防・建築関係法令などに照らして問題ないことを消防署等の所轄庁に確認していること。
- カ 本補助事業の結果、当該施設又は店の屋内における前項の室以外の場所が禁煙となること。ただし、法第40条第1項に定める場所(旅館業の施設の客室の場所等)を除く。
- キ その他、その時点において効力を有する法、省令、条例、その他法令諸規則の定めに常に適合(そのために必要となる維持管理を適時行うこと)していること。

② 指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室の設置

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1

項の規定により読み替えられた法第 33 条第 1 項に規定する、省令で定める技術的基準に適合した室であること。

(具体的確認事項)

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2 メートル毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ア) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいう。

(イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない。

ウ たばこの煙が屋外に排気されていること。

エ 『指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室』等が、施設・店の適切な場所に配置されているほか、事業計画が本事業の目的に照らして適切で、受動喫煙防止対策の進展に寄与していること。

オ 計画が、消防・建築関係法令などに照らして問題ないことを消防署等の所轄庁に確認していること。

カ 本補助事業の結果、当該施設又は店の屋内における前項の室以外の場所が禁煙となること。ただし、法第 40 条第 1 項に定める場所（旅館業の施設の客室の場所等）に定める場所を除く。

キ その他、その時点において効力を有する法、省令、条例、その他法令諸規則の定めに常に適合（そのために必要となる維持管理を適時行うことを含む。）していること。

[留意事項]

※ 特に「指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室」の設置に当たっては、以下の国（厚生労働省）の通知などを参考に適切な事業計画となるよう留意してください。

(参考)

・平成 31 年 2 月 22 日付健発 0222 第 1 号 厚生労働省健康局長 通知（抜粋）

第 3. 3. (7) 指定たばこ専用喫煙室は第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所に設置することができることとされているところ、改正法は、原則屋内禁煙としつつ、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要であるという考え方に基づき施設の「一部」に設置することができるとして

いることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは改正法の趣旨に沿わないものであり、認められないこと。また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とすることは望ましくないこと。

7 様式対象経費

補助対象経費は、以下（1）から（3）までの条件に適合する経費で「補助対象経費一覧」に掲げる経費です。

なお、導入設備は新品のみを補助対象とします。

- (1) 補助対象設備の導入に必要な設備費、工事費のうち、都が必要かつ適切であると認めた経費
- (2) 補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (3) 原則として、所有権が補助事業者に帰属する経費

・補助対象経費一覧

対象経費	区分	対象となるもの
①機器等購入費及び直接必要となる付帯設備費 ②材料費、労務費、直接仮設費、運搬費、産業廃棄物処分費、設計費、立会検査費、清掃費（当該工事に係るものに限る。）及び補助対象事業の実施に直接必要となる工事費	建築工事	間仕切り壁設置 扉・ガラス設置 クロス貼り・塗装・壁材・床材・天井材（不燃・難燃等の防火材料、耐シガレット材等） 天井点検口の設置 既存施設の解体・撤去・処分
	機械設備工事	給排気設備（換気扇・ダクト等）設置 スプリンクラー移設・増設 火災報知機移設・増設 空調機器（エアコン等。特に必要と認められる場合に限る。）
	電気設備工事	上記機器設備工事に伴う電気設備工事 照明機器（喫煙専用室に限る。）・スイッチ 非常照明機器・非常灯 人感センサー、コンセント増設
	機器・備品類	空気清浄機、灰皿（喫煙専用室等に備え付けて使用するものに限る。）
	その他	所定の標識類の掲示、その他建築基準法、消防法等の手続及び消防法等の他法令で設置が義務付けられている機械装置等

※ 国、地方公共団体等から、当該申請に係る環境整備に対し、補助金その他の財政的支援を受けている場合は、補助金の交付対象となりません。

※ 「諸経費」など、記載された項目から具体的な経費の内容がわからない場合は、補助対象経費として認められない場合があります。見積書には経費内容を詳細に記載願います。

8 補助対象外経費

次に掲げる経費は、原則、補助対象となりません。

- (1) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、旅費・交通費、通信費、水道光熱費、振込手数料等）
- (2) 設備設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費
- (3) リース・レンタルによる設置や割賦販売で購入した機器に係る経費
- (4) 契約から支払までの一連の手続が、東京都が指定する期日まで（令和4年度内）に行われていない経費
- (5) 交付決定前に発注、施工又は導入した設備等に要する経費
- (6) 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類に不備のある経費
- (7) 補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費
- (8) 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費
- (9) 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- (10) 中古品の購入経費
- (11) 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
- (12) 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- (13) 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (14) 現金、手形、小切手、クレジットカード等により支払が行われている経費
- (15) 不動産・構築物の購入経費
- (16) 社屋の建築・増築・改築に係る経費
- (17) その他、都が適切ではないと判断する経費

9 申請に必要な書類

種類 番号	種類	名称	原本・写し の別
－	都書式	提出書類チェックリストA	原本
－	都書式	見積書チェックリストB	原本
－	都書式	見積書(総括表)C	原本
⋮	⋮	⋮	⋮
種類 番号	種類	名称	原本・写し の別
－	都様式	(第1号様式) 補助金交付申請書	原本
－	都様式	(第1号様式別紙)事業計画書(1)・(2)・(3)	原本
－	都様式	(第2号様式) 誓約書	原本
－	都様式	(第3号様式)風営法における届出等状況報告	原本
－	都書式	事前確認事項	原本
①	都書式	喫煙専用室等の排気設計に係る計算書	写し
②-1	その他	施設全体の見取り図(整備前・整備後)	写し
②-2	その他	客席の位置・各辺の長さを記載した書面	写し
③	その他	整備予定の設備等の設計図・立面図	写し
④	その他	屋外排気の経路図	写し
⑤	その他	工程表(施工スケジュール)	写し
⑥	その他	カタログ類(換気扇などの仕様・性能がわかる資料)	写し
⑦-1	その他	消防関係法令の確認に係る議事録	写し
(⑦-2)	その他	建築関係法令などの確認に係る議事録	写し
⑧	その他	見積書(採用・不採用) 2通以上	写し
⑨	公的証明	履歴事項全部証明書(法人のみ)	原本
⑩	公的証明	提出した開業届の控え(個人のみ)	写し
⑪	公的証明	印鑑証明書	原本
⑫	その他	社歴書(個人の場合は、経歴書)	写し
⑬-1	その他	貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)	写し
⑬-2	その他	販売費及び一般管理費の明細(直近2期分)	写し
⑬-3	公的証明	上記に係る所轄税務署の受付記録	写し
(⑭)	公的証明	営業許可証(取得済の場合)	写し
(⑮)	その他	賃貸人による承諾が得られていることを証する書面	写し
(⑯)	その他	都から個別に指示のあった書類	写し

10 申請様式の入手及び申請書類の提出

(1) 申請様式の入手方法

申請書類の指定様式は、メールにより個別に送付しています。

申請を検討されている方は、次の問合せ先に御連絡ください。

なお、メール送受の環境がない方には、郵送します。

(問合せ先) 受動喫煙対策相談窓口 電話 0570-069690

(2) 提出先

郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎29階南側

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課（事業調整担当）

11 申請に関する注意事項

(1) 申請は原則、上記 10 (2) に記載の「提出先」への郵送により受け付けます。

※送付の際は、簡易書留など必ず証跡の残る方法をお願いします。

(2) 申請者本人による持参も可能としますが、御来庁を希望される場合は、事前準備のため、事前の御予約をお願いします。

(御予約がないと、対応できない場合があります。また、工事事業者の方単独であるなど代理人の方のみでの申請はできません。同席は、必要な範囲で構いません。)

(3) 同一設備で、国・都道府県・区市町村等から補助金その他の財政的支援を受けているものは原則として対象なりません。

(4) 提出された書類はお返しいたしませんので、必ず控えを保持してください。

(5) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります（再提出などの場合を含みます。）。

(6) 補助対象経費の算出に当たっては、内容を十分に検討してください。

(7) 喫煙専用室等の設置等の際に、風営法に規定する「構造及び設備の変更等」の公安委員会の承認が必要となります（条件により、届出となる場合有り）。必ず、申請前に所管警察署へ御相談いただき、必要となる手続を御確認ください。

(8) 喫煙専用室等の設置の際に、スプリンクラー設備や火災報知機の増設等、又は排煙・換気設備の設置や非常用照明の増設が必要になる場合があります。必ず申請前に所轄庁へ御確認ください。

一般に、以下が所轄庁として想定されます。

・所管消防署（消防法）

・都又は区市町村の建築確認担当部署（建築基準法）

(9) 申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付してください

(申請書類の言語と翻訳文との間で相違のある場合は、日本語が優先するものとします。)。

- (10) 必要に応じて、都から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- (11) 追加資料の提出期限を過ぎたり、事前の連絡なしに指定日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなされる場合があります。

1 2 審査方法

(1) 審査

- ア 提出書類及び必要に応じて実施する現地調査に基づき、審査を行います。
- イ 現地調査は、事業計画の基礎となる実態等を把握するため、設備設置予定場所を訪問します。審査期間に影響するため、日程調整に御協力いただくようお願いします。

※ 現地調査は、都又は都が契約する外部の機関が行う予定です。

この場合、担当する機関より、直接御連絡させていただきます。

なお、このことについて、申請者に費用負担などは発生しません。

- ウ 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

なお、都が契約する外部の機関に同様の照会をすることを禁じます。

- エ 審査の結果は文書で通知します。

- オ 審査の結果、不交付（補助事業の対象とならない旨）の決定がなされる場合があります。

(2) 交付決定

- ア この際に通知する「交付決定額」とは、補助交付予定金額の上限を示すものです。

- イ 申請額と交付決定額（交付予定金額の上限）が異なる場合があります。

- ウ 補助金交付に当たって、必要な条件が付される場合があります。

1 3 交付決定後の注意事項

(1) 補助事業の実施

交付決定後に、補助対象工事等に着手（契約・発注等）してください。

(2) 補助金額の確定

- ア 交付要綱第9号の2様式により、都にその旨を報告し、技術的事項の確認を要請してください。

都職員が、補助対象施設を訪問し、補助金の交付条件を満たしているか確認及び測定検査を行います。

この都が行う確認及び測定検査には、遅くとも令和6年1月上旬を目途に適合する必要があります。

イ その後、様式により、都に実績報告を行い、補助金額の確定を受けてください。その際、補助金の確定額が、補助金の交付決定を下回る場合があります。（受理後の手続に必要な期間：約4週間）

ウ 補助金の額が確定したのちは、都に補助金の請求を行ってください。

請求書の提出は、令和6年2月29日（木曜日）に締め切る予定です。

(3) 補助事業中の注意事項

ア 経費の支払方法

補助事業に係る経費の支払は、金融機関（銀行・郵便局など）からの振込払いとします。

また、原則他の取引の経費との混合払いは認められませんので、他の経費とは区別して支払ってください。

イ 禁止事項（補助事業中及び完了後）

① 補助事業に基づき導入する補助対象設備その他の設備については、その機種、型式及び設置場所を申請書記載のものから変更し、又は改造することはできません。

〔留意事項〕

※ 申請時の内容と異なる工事等を行う場合は、必ず事前に都まで御連絡の上、変更申請など所定の手続を行ってください。

- ・ 工事事業者の方などが「軽微な変更」であるといった判断をすることはできません。
- ・ 工事完了後（事後）に、書類を提出することは認められないため、必ず事前に、都に相談を行い、その指示に従ってください。

※ 補助金申請者や工事業者の方などの判断で、申請時の内容と異なる工事を行った場合、補助金の交付対象外となったり、減額が行われることがあります。

② 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継することはできません。

③ 補助事業の内容を変更・中止する場合は、都に申請等を行い承認を受けてください。

④ 企業名（名称）・代表者・所在地の変更があった場合については、速やかに都への届出が必要です。

(4) 補助事業完了後の注意事項

ア 関係書類の保存

補助事業に係る関係書類及び帳簿類は補助事業の完了した会計年度終了後、5年間保存しなければなりません。

イ 財産の保管・管理

補助事業により取得した補助対象設備その他の財産は、すべて善良なる管理者の注意を持って保管・管理しなければなりません。

また、原則として、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間は当該財産の処分（売却・廃棄等）はできません。財産を処分した場合は、別に定めるところにより、納付金を納めていただくことがあります。

なお、運用（営業）を中止した場合も同様となります。

※交付決定以後の事務手続などは、別途お知らせいたします。

1.4 補助金交付決定の取消し・補助金の返還

本補助金は、公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。本補助金を活用されるに当たっては、このことについて、十分御理解いただき、御協力いただけますようお願いします。

なお、以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その際、補助金交付決定を取り消した場合であって、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくことになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
(例) 導入する設備の購入経費について、次の事例のような違反があったとき。
 - ・リベート（商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合
 - ・購入経費を水増しした場合
 - ・値引き、返金、下取り価格を隠匿した場合
 - ・リース契約による導入を買い取って購入したように偽装した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 補助対象設備の設置場所での事業活動の実態がないと認められるとき。
- (4) 補助対象設備を無断で処分（移設、売却、賃貸、廃棄等）したとき。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (7) 本補助金で整備した環境の運用を中止したとき。
- (8) 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した場合は、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に違約加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。

=申請者情報の取扱いについて=

利用者 東京都

利用目的 当該事業の運営管理・統計分析及び都が実施する受動喫煙防止対策における環境整備などに係る施策への協力依頼や告知に関する事務の実施を目的に使用します。

第三者への提供は原則として行いませんが、以下により行政機関・関係機関へ提供する場合があります。

- 1 目的：交付決定時の技術的・専門的な要件の確認、補助金等の重複確認、技術的な事項等に係る完了検査の実施及び都の事業への協力依頼や告知に関する事務遂行のため
- 2 提供する情報の項目：氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- 3 提供の手段又は方法：書面若しくは電磁的方法による送付又は送信

※ 個人情報は「東京都個人情報取扱事務要綱」に基づき管理しております。

※ 以上の内容は、令和5年4月3日現在のものです。

最新の情報は、東京都福祉保健局ホームページを御確認ください。

◎ その他、東京都受動喫煙防止対策条例に関することなどにつきましては、下記相談窓口までお願いします。

受動喫煙対策相談窓口 0570-069690（もくもくゼロ）